

発達障害者支援法改正後の取組 (最高裁判所)

裁判所内への周知

改正法施行に際し、裁判所に関連する規定が新設・改正されたことや、個々の発達障害者の特性に応じた適切な配慮を検討・実施する必要があることを全国の裁判所に周知しました。

司法手続における配慮（第12条の2関連）

司法手続において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮を行うこと。

全国の裁判所において、発達障害を含む障害を有する方々に対し、改正法の趣旨を踏まえた適切な配慮を行うよう取り組んでいます。

最近では…

- ・発達障害のある民事訴訟の当事者から「特定の曜日は、通院のため裁判所に行くことが難しい」という相談を受けたことから、その曜日を避け、通常開廷しない曜日に裁判期日を指定したという事例。
- ・発達障害を含む障害のある家事調停の当事者から「1人では対話ができず不安がある」という相談を受けたことから、親族に待機してもらい、ゆっくりと丁寧に手続を行い、問題なく意思疎通ができることを確かめた上で手続を進めた事例。

発達障害に関する理解を深めるための研修等の実施（第23条関連）

個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じること。

裁判官等への研修等の開催

裁判官や裁判所職員に対する研修・研究会の中で、発達障害に関するカリキュラムを実施しており、改正法の趣旨を踏まえ、更に充実したものとしています。

※平成29年2月にも、裁判官を対象とした研究会において、発達障害をテーマする講演を予定。

家庭裁判所調査官の養成

家事事件や少年事件を取り扱う家庭裁判所では、法律的な解決だけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められています。

そこで、家庭裁判所には、行動科学に関する専門的な知見を有する家庭裁判所調査官が置かれており、この家庭裁判所調査官の養成課程において、発達障害に関するカリキュラムを実施するなど、発達障害に関する理解を深めることで、事件のより良い解決に努めています。